

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| 第2条 連帯責任および管理責任者 | 第2条 連帯責任および管理責任者 |
| 1. カード使用者はカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）および第6条に定める付帯サービス等の利用をいう。）に基づく一切の支払債務を負担するものとします。 | 1. カード使用者はカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をすることが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）に基づく一切の支払債務を負担するものとします。 |
| 第3条 カードの貸与およびカードの管理 | 第3条 カードの貸与およびカードの管理 |
| 1. 当社は、カード使用者に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 | 1. 当社は、カード使用者に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 |
| 2. カードの表面にはカード使用者氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」という。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、カード使用者は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。 | 2. カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。 <u>(1) カード使用者の氏名</u> <u>(2) カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」という。）</u> <u>(3) セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）</u> 非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、カード使用者は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。 |
| 3. カードの所有権は当社にあります。カード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、カード使用者本人以外は使用できないものです。カード使用者は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは、担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。 | 3. カードの所有権は当社にあります。カード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードおよびカード情報は、カード使用者本人以外は使用できないものです。カード使用者は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは、担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。 |
| 第6条 付帯サービス等 | 第6条 付帯サービス等 |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| | <p><u>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス（「JCB 法人カード WEB サービス」「MyJCB」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カード WEB サービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「MyJ チェック」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとし、</u></p> |
| 第 7 条 カードの有効期限 | 第 7 条 カードの有効期限 |
| 1. カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に表示された年月の末日までとします。 | 1. カードの有効期限は両社が指定するものとし、 <u>カードの券面またはカード使用者本人のみが閲覧できる画面等</u> に表示された年月の末日までとします。 |
| 第 10 条 届出事項の変更 | 第 10 条 届出事項の変更 |
| 1. 法人会員は、両社に届け出た法人名、法人代表者、管理責任者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、法人口座およびカードの利用目的等（以下「法人会員届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、カード使用者は、両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的、お支払い口座（第 27 条に定めるものをいう。）、暗証番号等（以下「カード使用者届出事項」といい、法人会員届出事項と併せて「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。 | 1. 法人会員は、両社に届け出た法人名、法人代表者、管理責任者、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、法人口座およびカードの利用目的、 <u>E メールアドレス</u> 等（以下「法人会員届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、カード使用者は、両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的、お支払い口座（第 27 条に定めるものをいう。）、暗証番号、 <u>E メールアドレス</u> 等（以下「カード使用者届出事項」といい、法人会員届出事項と併せて「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。 <u>なお、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u> |
| 第 11 条 取引時確認等 | 第 11 条 取引時確認等 |
| | <p><u>2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求め場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとし、</u></p> |
| 第 11 条の 2 （反社会的勢力の排除） | 第 11 条の 2 （反社会的勢力の排除） |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>1. 法人会員および法人会員として入会を申し込まれた法人等（以下併せて「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。</p> | <p>1. 法人会員および法人会員として入会を申し込まれた法人等（以下併せて「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、<u>法人</u>会員等の役員・顧問・従業員または<u>法人</u>会員等を実質的に支配しもしくは<u>法人</u>会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。</p> |
| | <p><u>第11条の3（マネー・ローンダリング等の禁止）</u></p> |
| | <p><u>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</u></p> |
| <p>第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託</p> | <p>第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託</p> |
| <p>1. (1)①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> | <p>1. (1)①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号、<u>Eメールアドレス</u>等、法人会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> |
| <p>②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、カードの利用目的等、カード使用者等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> | <p>②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、<u>Eメールアドレス</u>、勤務先、カードの利用目的等、カード使用者等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> |
| <p>1. (2)②当社もしくは JCB または両社のクレジットカード事業その他の当社もしくは JCB または両社の事業（当社または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査およびカード使用者等の親族との取引上の判断を含む。）。</p> | <p>1. (2)②当社もしくは JCB または両社のクレジットカード事業その他の当社もしくは JCB または両社の事業（当社または JCB の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査およびカード使用者等の<u>家族または親族</u>との取引上の判断を含む。）。</p> |
| <p>4. ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的等、カード使用者が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> | <p>4. ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的、<u>Eメールアドレス</u>等、カード使用者が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| 第 1 4 条 個人信用情報機関の利用および登録 | 第 1 4 条 個人信用情報機関の利用および登録 |
| 1. (1) カード使用者等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、カード使用者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。 | 1. (1) カード使用者等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、カード使用者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、 <u>官報等</u> において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。 |
| 第 2 2 条 ショッピングの利用 | 第 2 2 条 ショッピングの利用 |
| 3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名等を省略することができます。 | 3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード <u>番号</u> 等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する <u>方法その他両社が別に定める</u> 方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名等を省略することができます。 |
| 7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカードの利用を一定期間制限することがあります。 | 7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力 <u>その他両社が別に定める操作</u> を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。 |
| 8. 当社は、約定支払額が約定支払日（それぞれ第 27 条に定めるものをいう。以下同じ。）に支払われなかった場合、会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他カード使用者の JCB カード（当社が発行する両社所定のクレジットカード等を用い、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。）の利用状況および会員の信用状況等によりカード使用者のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。 | <u>(削除)</u> |
| 第 2 3 条 立替払いの委託 | 第 2 3 条 立替払いの委託 |
| 3. 第 1 項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCB の提携会社または JCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。 | <u>(削除)</u> |
| 第 2 7 条 約定支払日とお支払い方法 | 第 2 7 条 約定支払日とお支払い方法 |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>1. 毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金（以下「約定支払額」という。）を、予めカード使用者が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則としてカード使用者名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや当社が特に指定した場合には、当社所定の他の方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、カード使用者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、カード使用者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日にカード使用者に当該差額を返金するなどの方法により精算することをカード使用者は承諾するものとします。なお、当社はカード使用者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社がカード使用者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> | <p>1. 毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、カード使用者は、ショッピング利用代金（以下「約定支払額」という。）を、予めカード使用者が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則としてカード使用者名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、<u>カード使用者の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則カード使用者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）</u>によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、カード使用者が当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、カード使用者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日にカード使用者に当該差額を返金するなどの方法により精算することをカード使用者は承諾するものとします。なお、当社はカード使用者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社がカード使用者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> |
| 第 28 条 明細 | 第 28 条 明細 |
| <p>当社は、カード使用者の約定支払額等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により、カード使用者に通知します。</p> | <p><u>1. 当社は、当社所定の方法（カード使用者が「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）をカード使用者に通知します。当社は、カード使用者が「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）をカード使用者が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。当社は、法人会員が「JCB 法人カード WEB サービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法により、法人会員に対しても、カード使用者のカード利用内容等に関する明細確定通知の送信および明細の情報の提供を行います。また、当社は法人会員による「JCB 法人カード WEB サービス」の登録の有無にかかわらず、必要に応じて、法人会員に対して、当社所定の方法により明細を交付する場合があります。</u></p> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| | <p><u>2.当社が会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、会員は速やかに明細の内容が、カード使用者のカード利用の内容と整合していないものがないか、またカード使用者以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとし、</u></p> |
| 第31条 当社の債権譲渡の承諾 | 第31条 当社の 債権譲渡 |
| <p>会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有するカード利用に係る債権を当社が信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承諾するものとし、</p> | <p><u>当社</u>は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。</p> |
| 第32条 期限の利益の喪失 | 第32条 期限の利益の喪失 |
| <p>(7)第33条第3項(1)、(2)または(3)のいずれかの事由に基づき会員が会員資格を喪失したとき。</p> | <p>(7)第33条第3項(1)、(2)、<u>(3)</u>、<u>(10)</u>または<u>(11)</u>のいずれかの事由に基づき会員が会員資格を喪失したとき。</p> |
| | <u>第32条の2（取引の制限等）</u> |
| | <p><u>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</u></p> |
| | <p><u>(1)カード使用者が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</u></p> |
| | <p><u>(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当社が判断した場合</u></p> |
| | <p><u>(3)会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合</u></p> |
| | <p><u>(4)会員が第10条第1項第3文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</u></p> |
| | <p><u>(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</u></p> |
| 第33条 退会および会員資格の喪失等 | 第33条 退会および会員資格の喪失等 |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>3. 会員（(4)、(5)または(8)のときは、それに該当するカード使用者をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(6)または(7)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(5)においては当然に、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、法人会員は本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、</p> | <p>3. 会員（(4)、(5)または(9)のときは、それに該当するカード使用者をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(5)においては当然に、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、会員は本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、</p> |
| <p>(6) 会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p> | <p>(6) 会員、<u>法人会員の役職員等（法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配もしくは法人会員の経営に影響力を行使できる者をいう。以下同じ。）</u>が反社会的勢力に該当することが判明したとき。</p> |
| <p>(7) 会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</p> | <p>(7) 会員または<u>法人会員の役職員等</u>が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</p> |
| | <p><u>(8) 会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</u></p> |
| | <p><u>① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u></p> |
| | <p><u>② 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</u></p> |
| | <p><u>③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</u></p> |
| | <p><u>④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u></p> |
| | <p><u>⑤ 上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</u></p> |
| | <p><u>(10) 会員が第 11 条の 3 に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第 10 条第 1 項第 3 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</u></p> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| | <u>(11)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。</u> |
| 7. 当社は、第 3 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがあるとき、またはカード使用者のカード利用が適当でないと認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。 | <u>(削除)</u> |
| 第 3 4 条 カードの紛失、盗難による責任の区分 | 第 3 4 条 カードの紛失、盗難による責任の区分 |
| 1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用した場合、そのカードの利用代金はカード使用者の負担とします。 | <u>1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用した場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカード利用代金はカード使用者の負担とします。</u> |
| 2. 第 1 項にかかわらず、カード使用者が紛失、盗難の事実を速やかに当社または JCB に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社または JCB の請求により所定の紛失、盗難届を当社または JCB に提出した場合、当社は、カード使用者に対して当社または JCB が届け出を受けた日の 60 日前以降のカードの利用代金について、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 | <u>2. 前項にかかわらず、カード使用者が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実をまたはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難届を当社または JCB に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。</u> |
| | <u>3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づきカード使用者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u> |
| | <u>4. 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、カード使用者は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。</u> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| (2) 法人会員の従業員、カード使用者の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。 | <u>(2)法人会員の役職員等、カード使用者の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u> |
| (3) 会員またはその法定代理人（会員が法人等であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。 | <u>(3)会員（法人会員にあっては、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。</u> |
| (4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。 | <u>(4)会員が当社もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。</u> |
| (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。 | <u>(5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u> |
| | <u>(6)会員が第3項に違反したとき。</u> |
| (6) カード使用の際登録された暗証番号が使用されたとき（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）。 | <u>(7)カードまたはカード番号等の使用の際登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</u> |
| | <u>第34条の2（カード番号等の不正利用）</u> |
| | <u>1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金はカード使用者の負担とします。</u> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|-----|---|
| | <p><u>2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難等届を当社または JCB に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</u></p> |
| | <p><u>3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)、(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するにあたっては、第 10 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるものとする。）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当社または JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。</u></p> |
| | <p><u>(1)当社が明細確定通知をカード使用者が登録した E メールアドレス宛に送信した日</u></p> |
| | <p><u>(2)当社がカード使用者に対して明細を送付した場合にあっては、当該明細がカード使用者の届出住所に到達した日</u></p> |
| | <p><u>4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員または法人会員の役職員等と面識のある者である場合（ただし、本条に基づきカード使用者がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u></p> |
| | <p><u>5. 第 2 項および第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、カード使用者は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。</u></p> |
| | <p><u>(1)会員が第 3 条に違反したとき。</u></p> |
| | <p><u>(2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u></p> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|-------------------|--|
| | <u>(3)会員（法人会員にあつては、その理事、取締役または法人等の業務を執行するその他の機関）が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</u> |
| | <u>(4)会員が当社もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。</u> |
| | <u>(5)第 2 項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u> |
| | <u>(6)会員が第 4 項に違反したとき。</u> |
| | <u>(7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</u> |
| | <u>(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</u> |
| | <u>(9)その他本規約に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。</u> |
| | <u>6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</u> |
| | <u>7. 当社は、前条および本条に定めるカード利用代金のカード使用者による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則として 3 ヶ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。</u> |
| 2020 年 3 月 31 日現在 | <u>2023 年 3 月 31 日現在</u> |

【新旧対照表】JCB 会員規約（使用者支払型法人用）の主な改定箇所

| <加盟個人信用情報機関> | | | | <加盟個人信用情報機関> | | | |
|--|------------------------------------|---|------------------------------------|--|------------------------------------|---|------------------------------------|
| 登録情報および登録期間 | | | | 登録情報および登録期間 | | | |
| | CIC | 全国銀行 個人信用 情報センター | JICC | | CIC | 全国銀行 個人信用 情報センター | JICC |
| ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報 | 左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間 | | | ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報 | 左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間 | | |
| ②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実 | 当該利用日より6ヵ月間 | 当該利用日から1年を超えない期間 | 当該利用日から6ヵ月以内 | ②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実 | 当該利用日より6ヵ月間 | 当該利用日から1年を超えない期間 | 当該利用日から6ヵ月以内 |
| ③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況 | 契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内 | 契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 | 契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内 | ③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況 | 契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内 | 契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 | 契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内 |
| ④官報において公開されている情報 | — | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 | — | ④官報において公開されている情報 | — | 破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間 | — |
| ⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨 | 当該調査中の期間 | | | ⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨 | 当該調査中の期間 | | |
| ⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報 | 登録日より5年以内 | 本人申告のあった日から5年を超えない期間 | 登録日から5年以内 | ⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報 | 登録日より5年以内 | 本人申告のあった日から5年を超えない期間 | 登録日から5年以内 |
| <p>※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。</p> <p>※上表の他、全国銀行個人信用情報センターについては、不渡情報（第一回目不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）が登録されます。</p> <p>※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。</p> | | | | <p>※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。</p> <p>※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。</p> | | | |